

富山県大気環境計画（改定案）に対する意見募集について

富山県環境審議会大気騒音振動専門部会事務局
（富山県生活環境文化部環境保全課）

県では、大気環境及び経済社会の状況の変化等を踏まえて、適宜、富山県大気環境計画の見直しを行い、きれいな大気環境の確保に向けた取組みを進めてきました。

近年、本県の大気汚染の状況は概ね良好な状況にありますが、一時的に高濃度になることがある光化学オキシダントへの対応、大気汚染防止法の改正による石綿（アスベスト）や水銀の規制強化への対応、カーボンニュートラルにも資する取組みの推進など、大気環境行政を取り巻く情勢が変化してきています。

このような状況を踏まえ、昨年3月に富山県大気環境計画の改定について、知事から環境審議会に諮問がなされ、同審議会から本専門部会に調査検討が付議されました。

本専門部会では、これまで2回にわたり審議を重ね、このたび、富山県大気環境計画（改定案）を取りまとめましたので、下記の要領により、広く県民の皆様からご意見を募集いたします。

記

1 意見を募集する案件名

富山県大気環境計画（改定案）

2 公表する関係資料

- (1) 富山県大気環境計画（改定案）の概要
- (2) 富山県大気環境計画（改定案）
- (3) （参考資料）現行計画

3 関係資料の公表場所

富山県ウェブページ、県庁（県民サロン、情報公開総合窓口、環境保全課）、各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）、県立図書館

4 募集期間

令和5年 月 日（ ）～ 月 日（ ）
（郵送の場合は、 月 日（ ）の消印まで有効）

5 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵 送
〒930-0005
富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング
富山県生活環境文化部環境保全課大気保全係 あて
- (2) ファクシミリ
076-444-3481
- (3) 県ウェブページのパブリック・コメント専用フォーム
<https://www.pref.toyama.jp/1021/pubcomme-form.html>

6 意見提出時の留意事項

- (1) 提出様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を必ず記載してください。また、法人の場合は法人名、所在地、電話番号を必ず記載してください。
(記載された個人情報、当意見募集に係る利用目的以外の目的には使用いたしません。)
- (2) 電話によるご意見は受付できませんので、あらかじめご了承ください。

7 ご意見の取扱い

- (1) 皆様からいただいたご意見につきましては、当事務局（環境保全課）で取りまとめ、富山県大気環境計画の改定の参考とさせていただきます。
- (2) ご意見の概要及びこれらに対する本専門部会の考え方等につきましては、後日、県ホームページ等で公表いたします。
- (3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

8 問合せ先

- (1) 富山県生活環境文化部環境保全課大気保全係
電話 076-444-3145
- (2) お問い合わせは、午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）にお願いいたします。